

社会保険事業状況（平成17年9月現在）

I. 医療保険

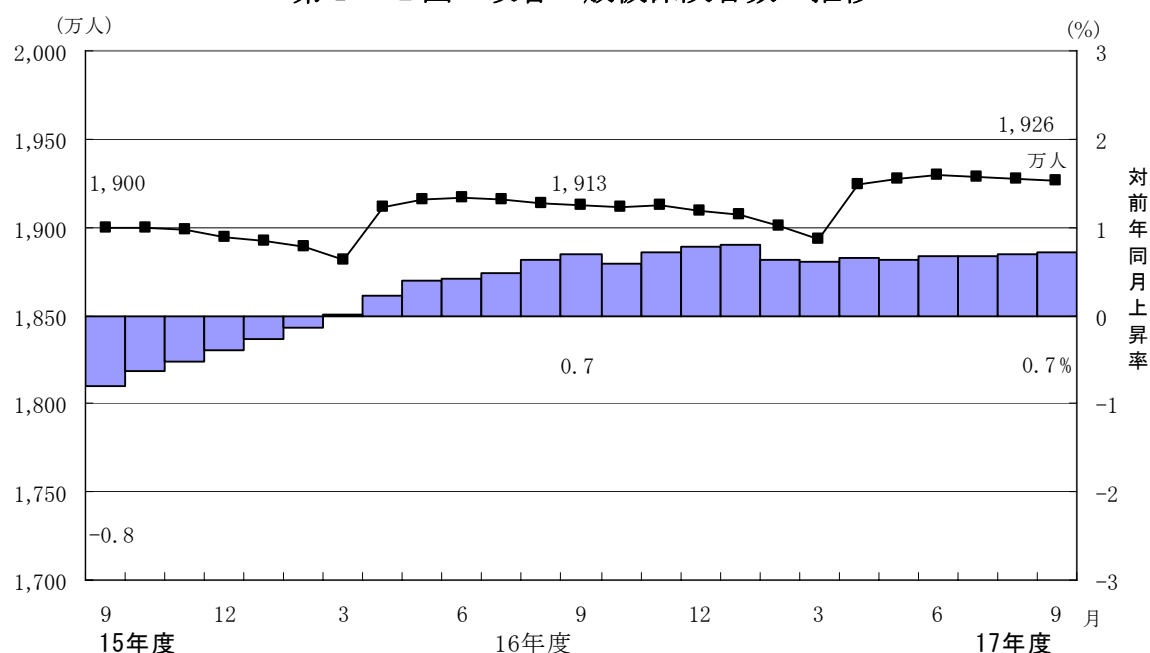
1. 総括

(1) 適用状況

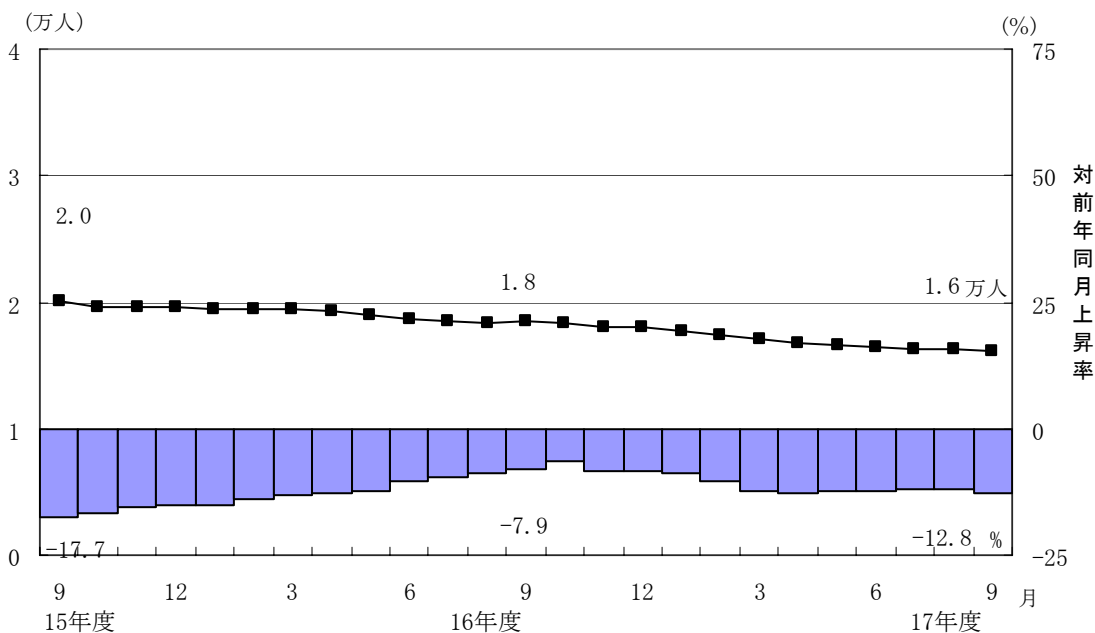
平成17年9月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,926万5千人、法第3条第2項被保険者1万6千人、船員保険6万8千人である。前年同月と比べてみると政管健保は13万8千人（対前年同月比0.7%増）増加、法第3条第2項被保険者は2千人（同12.8%減）、船員保険は1千人（同1.2%減）それぞれ減少している。被保険者数の月別推移は第I-1図、第I-2図、第I-3図のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加している。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。その他の医療保険についてみると、組合健保1,465万5千人（16年3月）、国民健康保険5,123万6千人（16年3月）、共済組合443万3千人（16年3月）となっている。

また、平成17年9月末現在の政管健保適用の事業所数は150万8千（対前年同月比1.0%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同0.6%減）、17年8月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同8.6%減）となっている。

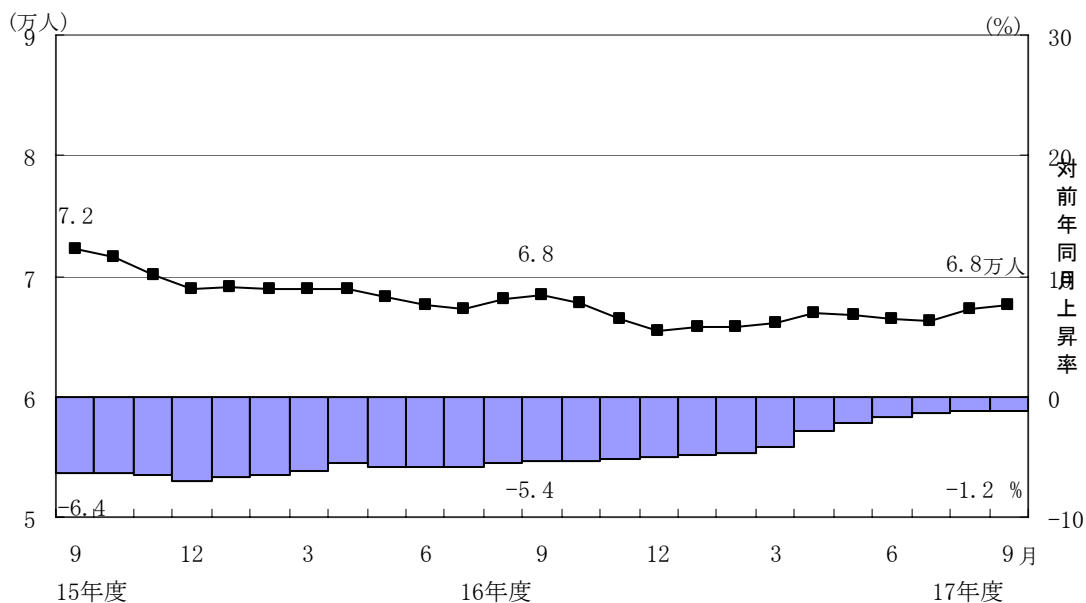
第I-1図 政管一般被保険者数の推移



第 I - 2 図 法第3条第2項被保険者数の推移



第 I - 3 図 船員保険被保険者数の推移



平成17年9月末現在の標準報酬月額 averages は、政管健保28万5,141円(対前年同月比0.0%増)であり、平成10年10月から減少が続いていたが、平成17年7月より増加に転じている。船員保険38万7,537円(同0.8%増)である。また、法第3条第2項被保険者の17年8月末の賃金日額の平均は1万3,096円(同2.6%増)である。

平成17年9月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保4万8千か所、法第3条2項被保険者17か所、船員保険の船舶所有者数27か所となっている。被保険者数は、政管健保49万1千人、法第3条2項被保険者252人、船員保険255人となっており、標準賞与額

の平均は、政管健保23万2千円、法第3条第2項被保険者4万1千円、船員保険23万1千円となっている。

各医療保険に加入している平成17年9月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,279万3千人(対前年同月比0.9%増)、法第3条第2項被保険者1万4千人(同12.6%減)、船員保険7万8千人(同2.0%減)である。

平成17年9月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額平均は、政管健保31万6,929円(対前年同月比0.2%減)、船員保険41万3,937円(同0.7%増)である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の17年8月末の賃金日額の平均は1万2,916円(同0.5%減)である。

(2) 給付状況

平成17年9月の保険給付費は、政管健保3,169億8千万円(対前年同月比3.4%増)、法第3条第2項被保険者分2億6千万円(同9.9%減)、船員保険20億1千万円(同0.7%減)である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万7千円(同2.4%増)、法第3条第2項被保険者1万6千円(同2.9%増)、船員保険3万円(同0.4%増)である。

(3) 診療費の状況

平成17年9月の診療費(患者負担分、公費負担分を含む。以下同じ。)は、政管健保3,164億6千万円(対前年同月比2.5%増)、法第3条第2項被保険者分2億4千万円(同9.0%減)、船員保険17億5千万円(同0.6%増)である(第I-1表参照)。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成17年9月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
	千件	千日	億円			
政管健保	19,124	36,875	3,165	3.4	1.1	2.5
法第3条第2項	12	29	2	△ 8.6	△ 11.1	△ 9.5
組合健保	15,460	28,319	2,316	3.7	1.2	2.2
船員保険	88	186	17	2.1	△ 0.8	0.6
共済組合	5,079	9,250	762	2.9	0.6	1.2
小 計	39,762	74,659	6,263	3.4	1.0	2.2
国 保	28,488	65,691	6,365	6.5	4.3	6.0
老人保健	21,656	67,056	7,623	△ 2.9	△ 3.5	△ 0.7
合 計	89,906	207,407	20,251	2.8	0.5	2.2

(注) 1. 政管健保、法第3条第2項被保険者、船員保険以外は審査支払機関からの報告による概数である。
2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成17年9月末現在の被保険者数1,926万5千人のうち、男子の被保険者数は1,205万3千人（対前年同月比0.7%増）、女子は721万2千人（同0.8%増）である。また、任意適用被保険者数は50万6千人（同1.0%減）で全体の2.6%であり、任意継続被保険者数は45万6千人（同7.9%減）で、全体の2.4%である。

平成17年9月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万5,654円（対前年同月比0.0%減）、女子が21万7,429円（同0.3%増）で、女子は男子の66.8%となっている。

平成17年9月末現在の被扶養者数は1,660万人で、扶養率は0.862となっている。

(2) 給付状況

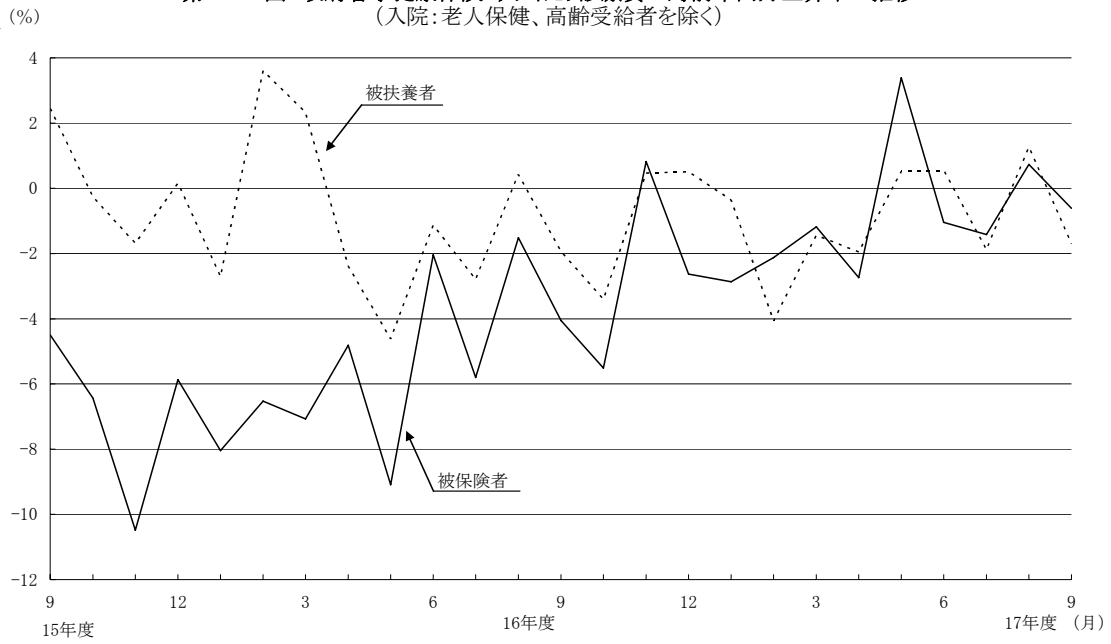
平成17年9月の保険給付費は、3,169億8千万円（対前年同月比3.4%増）となっており、うち、医療給付費は2,906億5千万円（同3.9%増）で保険給付費の91.7%を占めている。また、傷病手当金は111億円で保険給付費の3.5%を占めている。

(3) 診療費の状況

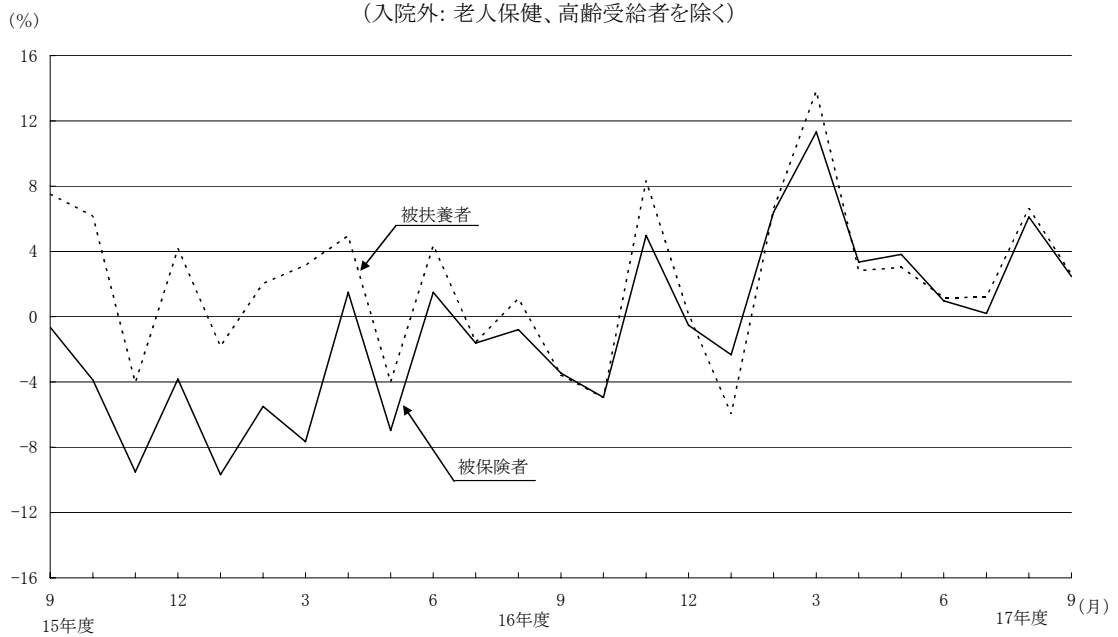
平成17年9月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,992円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,948円、高齢受給者の1人当たり診療費は31,949円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数。以下同じ。）は、被保険者が529.63、被扶養者が571.70、高齢受給者が1,385.20であり、1件当たり日数は、被保険者が1.90日、被扶養者が1.93日、高齢受給者が2.39日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,927円、被扶養者が8,109円、高齢受給者が9,650円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが第I-4図であり、入院外についてみたものが第I-5図である。

第 I - 4 図 政府管掌健康保険1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院: 老人保健、高齢受給者を除く)



第 I - 5 図 政府管掌健康保険1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外: 老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成17年9月末現在の被保険者数1万6千人のうち男子は1万2千人（対前年同月比11.8%減）、女子は4千人（同15.7%減）である。

平成17年9月末現在の被扶養者数は1万人で、扶養率は0.629となっている。

(2) 給付状況

平成17年9月の保険給付費は、2億6千万円（対前年同月比9.9%減）となっており、うち、医療給付費は2億3千万円（同5.3%減）で保険給付費の89.2%を占めている。また、傷病手当金は3千万円で、保険給付費の9.9%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年9月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は10,143円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は8,362円、高齢受給者の1人当たり診療費は17,388円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が486.58、被扶養者が424.69、高齢受給者が808.48であり、1件当たり日数は、被保険者が2.39日、被扶養者が2.33日、高齢受給者が2.88日であり、1日当たり診療費は、被保険者が8,712円、被扶養者が8,436円、高齢受給者が7,480円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成17年9月末現在の被保険者数6万8千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比1.9%増）、漁船（い）が1千人（同1.1%減）、漁船（ろ）が2万2千人（同4.4%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同15.7%減）である。

平成17年9月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万1,347円（対前年同月比1.6%減）、漁船（い）が37万5,088円（同1.9%増）、漁船（ろ）が35万3,879円（同5.3%増）である。平成17年9月末現在の被扶養者数は10万8千人で、扶養率は1.604である。

(2) 給付状況

平成17年9月の保険給付費は、20億1千万円（対前年同月比0.7%減）となっており、うち、医療給付費は16億7千万円（同0.1%増）で、保険給付費の83.2%を占めている。また、傷病手当金は2億7千万円で、保険給付費の13.4%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成17年9月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は11,458円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。以下同じ。）の1人当たり診療費は9,662円、高齢受給者の1人当たり診療費は30,194円となっている。三要素に分解すると、受診率は、被保険者が474.09、被扶養者が564.82、高齢受給者が1,270.50であり、1件当たり日数は、被保険者が2.21日、被扶養者が2.02日、高齢受給者が2.62日であり、1日当たり診療費は、被保険者が10,915円、被扶養者が8,462円、高齢受給者が9,077円である。